

木造住宅・ブロック塀各種補助制度

問建築住宅課 本5階
TEL 0287(23)1178

【耐震診断費等補助金】

●対象 次の要件を全て満たす住宅

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築着工された住宅
- ・木造2階建て以下の住宅
- ・在来軸組工法による住宅（賃貸は除く）
- ・初めて補助対象となる住宅

●補助額

- ・耐震診断のみ最大2万円
- ・補強計画策定のみ最大8万円
- ・耐震診断と補強計画の策定最大10万円

【耐震改修・建替え補助金】

●対象 診断の結果、改修または建替えが必要な住宅

※建替えの場合はその住宅(延べ面積70㎡以上)を除却して、同一敷地内に省エネ基準に適合する住宅を建て替えることが条件

●改修の補助額

- ・補強計画策定を含めて改修を行う場合、改修費用の5分の4または100万円のいずれか低い額（ただし、補強計画策定のみ補助との重複不可）

- ・補強計画策定済みの場合、改修費用の2分の1または80万円のいずれか低い額

●建替えの補助額 100万円（基礎額）

◇上乗せ補助額

- ・県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円

【ブロック塀などの除却・建替え・改修補助金】

●対象 次の要件を全て満たすブロック塀など

- ・通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面している塀
- ・建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

●補助額

- ・除却工事費の3分の2で最大16万円
- ・建替えまたは改修工事費の3分の2で最大20万円

※ブロック塀の工事業者は市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。

※申請前に対象となる住宅やブロック塀を解体したり工事請負契約を締結して建築工事を行ったりした場合は補助対象になりませんので、ご注意ください。詳細はHPをご覧ください。



※各補助金は予算の範囲内での交付となります。

介護保険は社会全体で支える仕組みです

問高齢者幸福課 本3階
TEL 0287(23)8678

介護保険料は、介護が必要な方への介護サービス費用として大切な財源となっています。誰がいつ介護が必要となるかわかりません。そのため社会全体で支える制度となっています。制度の趣旨にご理解をお願いします。令和5年度の介護保険料は7月に個別に郵送でお知らせします。

●介護保険料の納め方

▶特別徴収(年金から天引き)

年額18万円以上の老齢年金、遺族年金、障害年金

などを受給している65歳以上の方は、原則、年金から天引きされます。

▶普通徴収(納付書払い)

65歳到達間もない方や、介護保険料の段階が年度途中で変更になった方、他の市町村から当市へ転入された方などは、市が送付した納付書で納める(普通徴収)方法となります。

※保険料が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

《介護保険Q & A》

Q 介護保険料はいつから納めるの？

A 40歳になった月から納めることとなります。40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。65歳からは、個人ごとに介護保険料を市へ納めることとなります。

Q 65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A 65歳になった方や、他市町村から転入された方などは、年金からの天引き(特別徴収)の条件が整うまでは納付書で納める(普通徴収)こととなります。

Q 納める方法は選べるの？

A 介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、自分で納め方を選択することはできません。

Q 年金から介護保険料を天引きされていたのに、途中から天引きされなくなったのはどうして？

A 次のような場合、年度の途中で保険料の年金天引き(特別徴収)が中止となり、納付書で納める方法(普通徴収)となります。

※年度途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった

※年金を担保に融資を受けた など

Q 介護サービスを利用しなくても保険料は納めなければならないの？納めた保険料は返してもらえるの？

A 保険料は、介護サービスにかかる費用を賄う大切な財源となっています。このため、介護サービスを利用しなかったという理由では、介護保険料をお返しすることはできません。介護保険は助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。

Q 保険料を滞納するとどうなるの？

A 特別な事情がないのに保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

※1年以上滞納すると、費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。

※1年6か月以上滞納すると、費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。

※2年以上滞納すると、未納期間に応じ、自己負担が3割または4割に変わります。また高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

令和5年度 健幸ポイント事業のご案内

問申健康政策課 本3階
TEL 0287(23)8704

日々の健康づくりや健康増進のための活動に取り組んだ方に、その実績に応じてポイントを付与し、獲得ポイントによって景品がもらえる抽選に応募できる「健幸ポイント事業」を行います。

- **参加資格** 市内に住所を有する40歳以上の方(令和6年3月31日までに40歳になる方を含む)
- **定員** 350名程度(申込多数の場合は抽選)
- **ポイントを貯める期間** 令和5年9月1日(金)～令和6年1月31日(火)
- **費用** 無料 ※申込時の郵送料および抽選応募時の切手代は参加者負担となります。
- **申込方法** 市HPから申込書をダウンロード、もしくは任意の用紙に「健幸ポイント参加希望」と書き、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記載のうえ、健康政策課へ郵送で申し込み。
- **申込期限** 7月18日(火)～8月18日(金)(当日消印有効)

【ポイントの対象となる健康づくり活動】

「必須活動の全項目」と「プラス活動を2項目以上」行うと1ポイント獲得になります。(1日最大1ポイント)
また、健康セミナーの受講や期間内の健診受診などでボーナスポイント5ポイントの獲得となります。50ポイント貯めると抽選に応募できます。(一人最大3回まで)

必須活動 すべての項目を実施		プラス活動 以下の活動から2項目以上の実施	
健康づくり活動	実施項目	健康づくり活動	実施項目
感染症予防	石けんで手洗い	ウォーキング	・1日5,000歩以上歩く
運動	自分にあった運動	健康管理	・体重を計測し記録する
食事	1日3食摂る	睡眠	・規則正しい、十分な睡眠をとる。
口腔ケア	歯磨き	口腔ケア	・定期的な歯科健診・口の体操(パタカラ体操)をする
		社会交流活動	・自治会活動に参加する・ボランティアに参加する など



夏季に多くなる 食中毒にご注意ください

問健康政策課 本3階
TEL 0287(23)8975

夏は、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌などの細菌による食中毒や、アニサキスなどの寄生虫による食中毒にご注意ください。食中毒は、その原因となる細菌などが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。予防するには食中毒菌などを①つけない②ふやさない③やっつけることが重要です。

①つけない	<ul style="list-style-type: none"> ・生肉や生魚などを触った手や調理器具で他の食材に触らない(都度きれいに洗う) ・焼肉は生の肉をつかむ箸と焼けた肉をつかむ箸は別にする ・肉や魚などを保管するときは、ビニール袋や容器に入れ、他の食品と分ける 	
②ふやさない	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食品や総菜はすぐに冷蔵庫に入れ、早めに食べる ・調理後できるだけ早く食べ、室温で放置しない 	
③やっつける	<ul style="list-style-type: none"> ・よく加熱する。特に肉料理は中心まで加熱する ・ふきんやまな板、包丁などは洗剤でよく洗い、熱湯をかけて殺菌する 	

主な食中毒の例	原因/症状	潜伏期間	対策
カンピロバクター	十分に加熱されていない肉(特に鶏肉)、井戸水など/下痢、腹痛、発熱、悪心、嘔気、嘔吐、頭痛など	1～7日	<ul style="list-style-type: none"> ・食材はよく加熱(※1)する。 ・生肉を扱った調理器具はよく洗浄する。 ・水気がある調理器具はよく乾燥させる。
腸管出血性大腸菌(O157)	十分に加熱されていない肉、生野菜、井戸水など/下痢、腹痛、著しい血便など	3～5日	<ul style="list-style-type: none"> ※1 目安は75度で1分間の加熱。 野菜の場合は湯がき(100度の湯で5秒間程度)も有効。
アニサキス	アニサキス幼虫が寄生している生鮮魚介類を生で食べる(不十分な冷凍、加熱のものを含む)/みぞおちの激しい痛み、腹痛、悪心、嘔吐	数時間～十数時間	<ul style="list-style-type: none"> ・食材はよく冷凍または加熱(※2)する。 ・魚を丸ごと1匹購入した場合は、速やかに内臓を取り除き、目視でアニサキス幼虫を除去する。 ※2 冷凍の場合は、マイナス20度で24時間以上。 加熱の場合は、60度で1分間。

令和5年度

那須地区広域行政事務組合職員採用試験

問申那須地区広域行政事務組合
〒329-3144 那須塩原市沼野田和493
☎0287(65)3611

- 職種および人員 一般事務 1名程度
- 受験資格 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方

※次のいずれかに該当する方は応募資格がありません。

- ①日本国籍を有しない方
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

●試験の期日・場所・内容

【第1次試験】9月17日㊤

場所：国際医療福祉大学（北金丸2600-1）
内容：教養試験

【第2次試験】11月中旬予定（詳細は第1次試験合格者に通知します）

内容：作文・性格特性検査・面接試験

●合格発表

【第1次試験】10月下旬【最終】11月下旬予定

●採用予定 令和6年4月1日

●給与 給料および各種手当は、那須地区広域行政事務組合条例等により決定

●採用試験申込書

▶那須地区広域行政事務組合管理課窓口で配布

▶HPからダウンロード

●申込方法 「採用試験申込書」に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、郵送または持参

●受付期間 7月3日㊤～28日㊤

※郵送の場合は、7月28日までの消印有効です。

※持参の場合は、㊤㊤㊤を除く午前8時30分～午後5時15分までです。



令和5年度

那須地区消防組合職員採用試験

問申那須地区消防本部総務課
〒324-0062 大田原市中田原868-12
☎0287(28)5101

- 職種および人員 消防吏員 若干名
- 受験資格 平成7年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業程度以上の学力を有する方（令和6年3月卒業見込の人を含む）で、採用時に那須地区消防組合管内に居住できる方。

※那須地区消防組合管内とは大田原市、那須塩原市、那須町です。

※次のいずれかに該当する方は応募資格がありません。

- ①日本国籍を有しない方
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

●試験の期日・場所・内容

【第1次試験】9月17日㊤

場所：国際医療福祉大学（北金丸2600-1）
内容：教養試験・性格特性検査

【第2次試験】10月下旬予定（詳細は第1次試験合格者に通知します）

内容：記述試験、口述試験および体力検査

●最終合格発表 11月中旬予定

●採用予定 令和6年4月1日

●給与 給料および各種手当は、組合規定により決定

●試験案内・申込書

▶那須地区消防本部総務課および管内各署で配布

▶HPからダウンロード

※郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。

●申込方法 「採用試験申込書」および「受験票」に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、上記まで郵送

※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を必ず同封のうえ、簡易書留で送付してください。

●受付期間 7月1日㊤～31日㊤

※7月31日までの消印有効です。



令和5年度

裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官、高卒者区分)

●受付期間 7月3日㊤午前10時～12日㊤

●試験の期日・内容

【第1次試験】9月10日㊤

内容：基礎能力試験・作文試験

【第2次試験】10月12日㊤～25日㊤（左記期間のうち指定する日に実施）

内容：人物試験

●最終合格発表 11月10日㊤

●受験案内 HPに掲載

●申込方法 HPから申し込み

問宇都宮地方裁判所総務課
☎028(621)4744

